

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十八年四月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 井 上 順 一 埼玉県羽生市大字上手子林六十八番地